

公益社団法人愛知県臨床検査技師会 ホームページ倫理規程

平成25年4月1日制定

令和6年2月7日一部改定

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人愛知県臨床検査技師会（以下、「本会」という）においてWEBページの公開に関して遵守すべき事項について定める。

(ネットワーク)

第2条 ネットワークは、本会の内外の非営利的な教育・学術・研究・技師会活動をサポートするものであり、ホームページ公開者は趣旨を逸脱せず、その発展に寄与する事を目的とする。

(広報部)

第3条 広報部は、ホームページの統括・妥当性の評価を行う。

2 広報部は、規定違反者に対する勧告および改訂の要求をする。また、本会の目的を著しく逸脱し、公共性に有害と判断した場合には、そのページを即時削除する事ができる。

3 判断に迷うような事項については執行理事会あるいは理事会判断に従うこととする。

(目的に反するリンクの禁止)

第3条 第2条に定める目的から逸脱するリンクを設定することは禁止とする。

2 バナー、外部リンク、その他ホームページ掲載を希望する場合は、HPバナー等掲載申請書を提出し、理事会承認後掲載とする。

(ホームページ掲載禁止事項)

第5条 以下の該当項目について、本会内のサーバーにホームページを作成すること、及び公開することを禁止とする。

- (1) 商用利用
- (2) 第三者への誹謗、中傷
- (3) 猥褻画像、文章
- (4) 著作物の無断引用
- (5) 暴力関連
- (6) 宗教関連
- (7) 政治関連
- (8) システムの破壊及び正常な運用の妨害につながる情報の掲示

(雑則)

第6条 この規程で定められていない事項で必要なときは、広報部会において定め、理事会の承認を得なければならない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。
2. この規程の一部を改定（ホームページ運営委員会を広報部へ修正、）し、令和6年2月7日より施行する。